

第 3 9 号議案

足立区関原の森・愛恵まちづくり記念館条例及び足立区まちづくり工房館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区関原の森・愛恵まちづくり記念館条例及び足立区まちづくり工房館条例の一部を改正する条例

(足立区関原の森・愛恵まちづくり記念館条例の一部改正)

第 1 条 足立区関原の森・愛恵まちづくり記念館条例 (平成 6 年足立区条例第 2 4 号) の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の 2 の見出しを「 (指定管理者選定等審査会) 」に改め、同条第 1 項中「候補者の選定審査」の次に「及び指定管理者が行う管理の業務の評価並びに足立区まちづくり工房館条例 (平成 6 年足立区条例第 2 5 号) 第 2 5 条第 2 項に規定する指定管理者の候補者の選定審査及び指定管理者が行う管理の業務の評価」を加え、「足立区関原の森関連施設指定管理者選定審査会」を「足立区関原の森関連施設指定管理者選定等審査会」に改め、同条第 2 項中「選定審査」を「選定審査及び評価」に改める。

(足立区まちづくり工房館条例の一部改正)

第 2 条 足立区まちづくり工房館条例 (平成 6 年足立区条例第 2 5 号) の一部を次のように改正する。

第 2 5 条の 2 中「に際しては」を「及び指定管理者が行う管理の業務の評価について」に、「足立区関原の森関連施設指定管理者選定審査会」を「足立区関原の森関連施設指定管理者選定等審査会」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 (昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号) の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区関原の森関連施設指定管理者選定審査会の項中「足立区関原の森関連施設指定管理者選定審査会」を「足立区関原の森関連施設指定管理者選定等審査会」に改める。

(提案理由)

足立区関原の森関連施設指定管理者選定審査会の所掌事項及び名称を改める必要があるので、この条例案を提出いたします。